

弊社景品表示法違反によるお客様へのお詫び

この度、弊社グリーンハウス株式会社が運営いたします飲食店舗（グリーンハウスシルバ店、グリーンハウスヴァルト店）におきまして、2023年6月1日より昨今の仕入れ価格と水光熱費等を中心とした経費の高騰により全メニューの価格改定をさせていただきました。

価格改定に伴い同時に両店舗の全メニュー価格の表示改訂を行いました。一部メニューにおきまして改訂前の金額表示のまま、改訂・修正がされていなかったという不当表示の事実が確認されました。

具体的にはキャンペーン企画ポスターの価格を未訂正のまま2023年6月1日より40日間にも及び、店内掲示と営業を続けてしまい、期間中にご注文頂いたお客様に対して表示金額よりも多い料金を頂戴しておりました。これらの事実はお客様に対して誤解や不利益を招き、お客様の適切な商品サービスの選択が妨げられ無いうように指導いただいている、消費者庁の「景品表示法」に違反しております。

キャンペーンを楽しみにご来店いただきご注文頂きましたお客さまには、大変なご迷惑をおかけする結果になってしまい、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

現在は全ての表示について再確認を実施し、改定後の正しい金額表示に修正しております。

ここに、日頃より弊店舗をご愛顧頂いておりますお客様へご報告並びに謝罪をさせていただきます。

また、本件の違反の原因は全社的に景品表示法に対する知識の不足と認識の甘さ、またお客様に対する不利益に関しての緊張感の無さが、全てを引き起こしていたと反省をしております。今回の違反を社内的に真摯に受け止め、社内検討会を開き、今後、同様の事案を起こさぬよう以下の通り再発防止策を講じましたので皆様にお知らせいたします。

- ① 経営陣だけに留まらず、広報部門、ホールサービス部門に携わる全従業員に対し、景品表示法など関係する法令に関する研修・勉強会を年1回実施し、継続した意識の向上を目指す。
- ② メニュー・価格変更を実施した際の表示物の複数部署による内容確認の徹底（広報部門→ホールサービス部門→経営陣の順）
- ③ 広告・販促物の内容・出稿などに関する管理責任者を明確化。社内グループLINEを活用し、内部通報制度を活性化させ、不適切な広告等に気づいた際に必ず情報が上述の管理責任者に届く風通しの良い体制・企業文化を構築。

この度は、お客さまをはじめ、関係者の皆さまにはご迷惑をおかけしましたことを、改めまして深くお詫び申し上げます。今後、上述しました再発防止策を経営陣・従業員が一丸となって着実に実行してまいります。また同時に、お客さまにこれからもより一層ご満足いただけるよう店舗の運営に努めて参りますので今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。なお、お客様の中で本件に対し、お心当たりのある方がいらっしゃいましたらお手数ですが以下へご連絡のほどお願い申し上げます。

【本件に関する「お客様」からのお問合せ先】

グリーンハウス株式会社（本件担当：奥寺） 電話：078-262-7040

メール：HP www.green-house99.com（HOME 最下段の CONTACT よりお問合せください）